



2-5.路外駐車場

1 基本的な考え方

自動車は、高齢者、障がい者等にとって、有効な移動手段であるため、移動先の駐車場には、車椅子使用者が安全に乗り降りできるスペースの確保やそのスペースから駐車場の出入口に至る通路の円滑な移動の確保等に配慮した整備を進めていく必要があります。

2 バリアフリー化推進の方向性（福岡市バリアフリー基本計画）

- (1) 路外駐車場※を新たに設置する場合は、条例等の整備基準に適合させることにより、バリアフリー化を進めていきます。
- (2) 既存の福岡市営駐車場については、車椅子使用者用駐車スペースから出入口までの通路の確保に努めます。

※道路の路面外に設置される自動車の駐車のための施設であって一般公共の用に供されるもの

3 対象施設（施行規則第2条）

駐車場法第2条第2号に規定する路外駐車場のうち同法第12条の規定※による届出をしなければならないものの建築物以外の部分

※路外駐車場で自動車の駐車の用に供する（駐車マス）部分の面積が500m²以上であり、その利用について駐車料金を徴収するものを設置する者はあらかじめ届け出なければならない。

4 特定施設（施行規則第6条）

「3 対象施設」と同じ

5 整備基準等の適用について

- (1) 対象施設の路外駐車場を新設又は改修する場合は、整備基準に適合させなければなりません。（条例第26条第1項）
- (2) 整備基準により確保される水準よりも高度な水準で路外駐車場を利用できるようにするための基準（誘導基準）は、施行規則別表第3「5 路外駐車場」に定めるとおりです。
- (3) なお、路外駐車場で自動車の駐車の用に供する（駐車マス）部分の面積が500m²以上であるものは、条例の他、駐車場法施行令による出入口の位置や場内車路など、駐車場施設の構造及びその他の技術的基準等があります。
- (4) 路外駐車場の整備にあたっては、当施設整備マニュアルによる他、「移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令」を参照してください。

6 整備基準の適用除外 (条例第26条第2項)

- (1) 整備基準に適合している場合と同等以上に高齢者、障がい者等が安全かつ円滑に利用できる場合や、当該路外駐車場を整備基準に適合させることが困難な場合でもあると市長が認める場合(条例第26条第2項)
- (2) ただし、上記(1)に該当する場合にあっても、本基準に適合した整備が可能な項目については適用し、基準を満足できない項目についても可能な限り整備基準の趣旨を踏まえた措置を講ずるよう努めるものとします。
- (3) なお、整備基準の適用を除外する場合は、その理由等を文書により明確にします。

7 事前協議又は通知の対象となる行為

- (1) 特定施設の路外駐車施設を新設又は改修を行う場合は、事前協議又は通知の対象となります。
- (2) 条例の他、駐車場法による届出が別途必要ですので、路外駐車場の事前協議窓口に相談してください。

8 工事中の配慮について

工事中の安全対策については、「土木工事安全施工技術指針」、「建設工事公衆災害防止対策要綱」などで規定されていますが、さらに『工事中の歩行者安全対策の手引き』(平成20年3月福岡市発行)によりバリアフリーに基づいた配慮や工夫を行い、誰もが安全で安心して通行できる歩行者空間の確保に努めます。

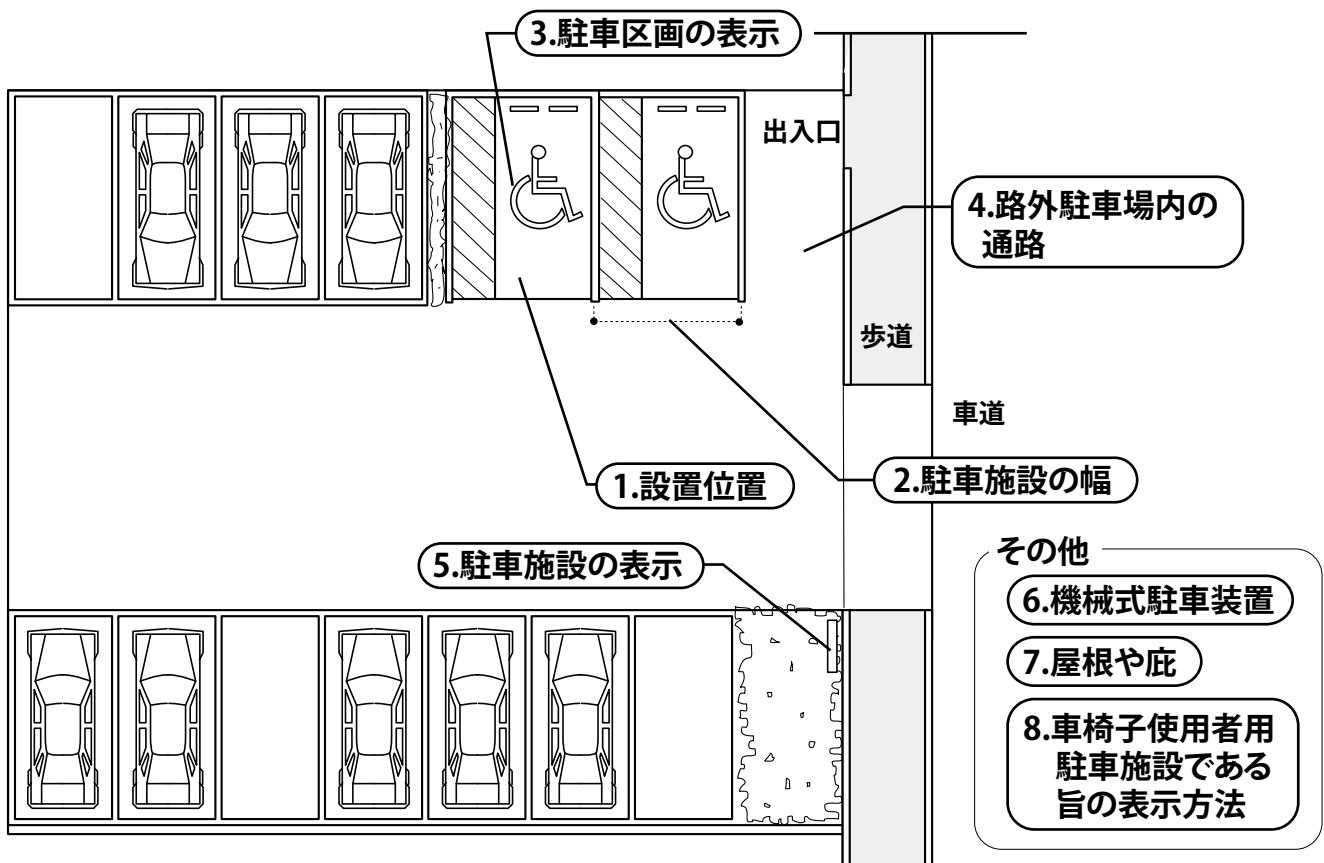
設計編 [路外駐車場]

路外駐車場

設計のポイント

- 車椅子使用者の駐車スペースは、出入口に到達しやすいところに設けるとともに、車椅子使用者が安全に乗り降りできるスペースを確保し、わかりやすい表示を行うことが必要です。
- 車路と歩行者空間は明確に分離することが重要です。

整備項目



整備の対象 不特定かつ多数の人が利用する路外駐車場を対象とします。

留意事項

車椅子使用者駐車施設の必要数
整備基準 必要数 \geq 全駐車台数 \times 2/100
必要数 \geq 全駐車台数 \times 1/100 + 2
※端数は全て切り上げる

(全駐車台数が200台以下の場合)
(全駐車台数が200台を超える場合)

車椅子使用者に限らず移動に配慮が必要な方が優先して利用できる「優先区画」として設ける場合は、「車椅子使用者専用区画」を設けた上で、別途設けることが重要です。

1. 設置位置

[整/②ア]

- 車椅子使用者用駐車施設は、駐車場へ通じる出入口から車椅子使用者用駐車施設に至る経路の距離が、できるだけ短くなる位置に設けます。

*車椅子使用者の移動の負担を軽減するために、出入口にできる限り近い位置に設置します。

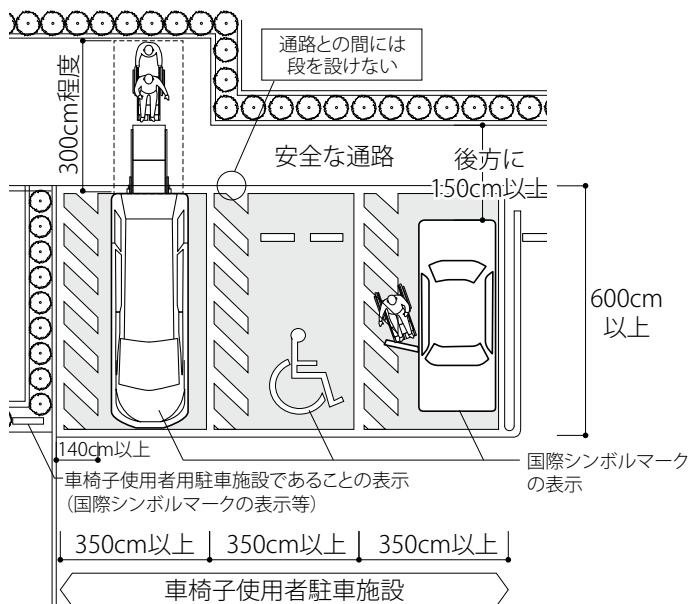
2. 駐車施設の幅

[整/②イ]

- 車椅子使用者用駐車施設の幅は、350cm以上とします。

- ◇車椅子使用者用駐車場施設の床面は、滑りにくい構造とし、できるだけ平たんとします。
- ◆車体の両側に乗降用のスペースを設けることが望まれます。
 - ◆車体の後方にもスペースを確保することが望まれます。
 - ◆車椅子使用者用駐車施設の区画の奥行は、600cm以上とすることが望まれます。

駐車場の例



3. 駐車区画の表示

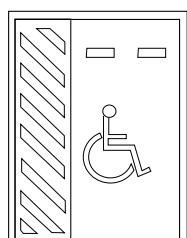
[整/②ウ]

- 車椅子使用者用である旨を、見やすい方法で表示します。

- ◇反射シール等を貼ることは、バック入庫やつまずき防止の場合に有効です。
- ◆車椅子使用者用駐車施設を車椅子使用者専用とする場合は、その他の移動に配慮が必要な方(高齢者や妊産婦等)が優先して利用できる優先区画を別途設けることが望まれます。
 - ◆立て看板を設置する場合は、車両の後部ドア(ハッチゲート)の開閉に支障がないよう配慮が望されます。

車椅子使用者駐車区画の表示の例

(路面表示の例)



(立て看板の例)

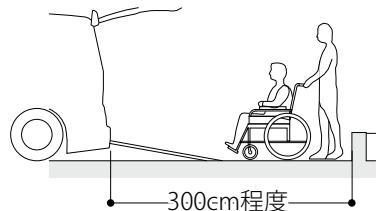


○:整備基準 ●:誘導基準 ◇:標準的な整備内容 ◆:望ましい整備内容 *:語句の解説等

*「350cm」とは、普通車用駐車スペースに、車椅子が転回でき、介護者が横に付き添えるスペース(幅140cm以上)を見込んだものです。なお、自動車のドアを全開にした状態で車椅子から自動車へ容易に乗降できる幅を確保することが重要です。

*「両側に乗降用のスペース」とは、前方、後方からの駐車の場合の乗降、さらに、助手席からの乗降を考慮したものです。

*車体の後方スペースは、トランクから車椅子を積み下ろしするなど多様な状況にも対応できるよう、最低150cm以上確保することが望れます。なお、後部ドアから車椅子使用者の乗降のためのスロープ・リフトが出る車両の利用が想定される場合は、後方に300cm程度確保することが望れます。



*「見やすい方法」とは、床面に車椅子マークを表示することや、壁面や看板等に表示することです。

*車椅子使用者用駐車施設を車椅子使用者専用とする場合は、「ふくおか・まごころ駐車場」へ登録することはできません。

*「反射シール等を貼ること」は、例えば頸部障がい等の身体上の理由から後ろを振り向くことができない運転手に配慮するためです。また、夜間駐車のためにも有効であり、車止めに貼ることにより、つまずき防止にもなります。(P134参照)

*その他の移動に配慮が必要な方が優先して利用できる「優先駐車区画」の表示についてはP134を参照してください。

4. 路外駐車場内の通路

[整/(3)]

- 出入口から車椅子使用者用駐車施設に通じる路外駐車場内の通路は、表面を粗面とし又は滑りにくい材料で仕上げるとともに、車椅子使用者の通行に支障のないものとします。

*車椅子使用者の通行動線の整備を求めたものです。

*駐車場の出入口から車椅子使用者用駐車施設(駐車区画)までの駐車場内通路が対象です。

[移動等円滑化経路]

- 出入口から車椅子使用者用駐車施設に通じる路外駐車場内の通路のうち、1以上は車椅子使用者が通行可能な幅員、傾斜路又は車椅子使用者用昇降機などの整備を行います。

*整備する路外駐車場を誘導基準に適合させる場合、駐車場の通路の構造は、建築物の誘導基準に定める移動等円滑化経路の構造に適合する必要があります。この場合、「通路のうち、1以上は」を「主要な通路については」と読み替えます。

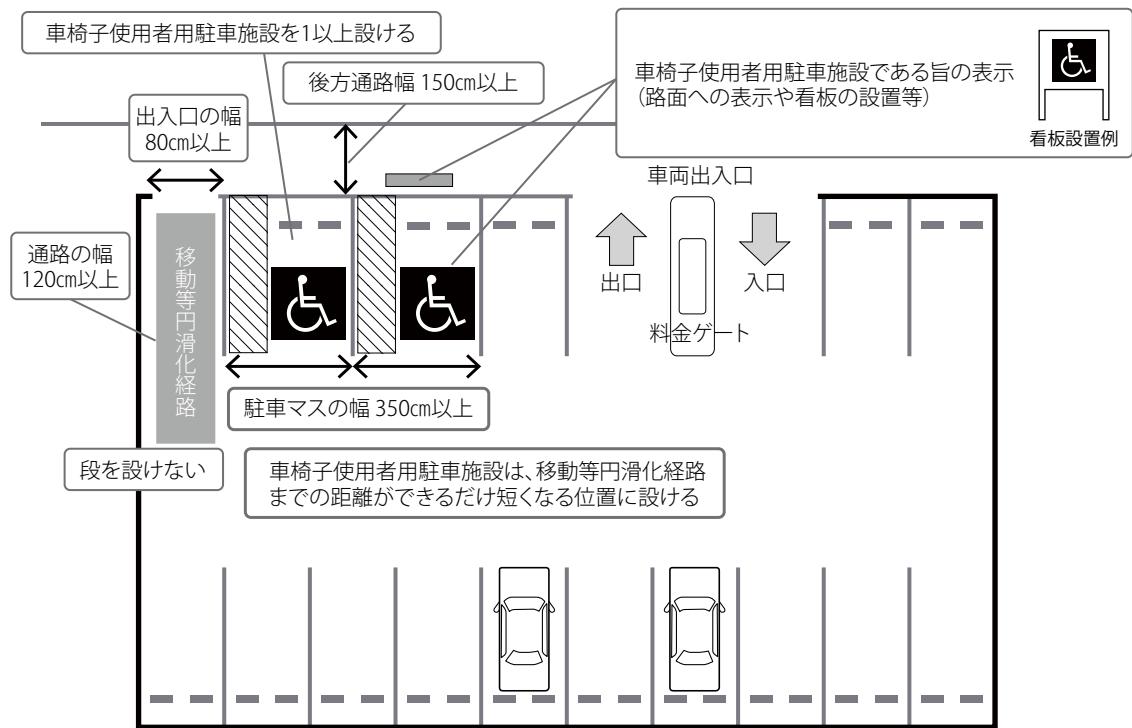
※設計編〔建築物〕
「8.敷地内の通路」の
項3~5を参照(P139)

※設計編〔建築物〕
「9.手すり」の項を参照
(P147)

移動等円滑化経路の構造

整備内容	○整備基準	♥誘導基準
出入口	設計編〔建築物〕「1.出入口a」の項を参照	同 左
有効幅員	120cm以上	180cm以上
車椅子の転回スペース	区間50m以内ごとに車椅子が転回することができる構造の部分を設ける	
高低差がある場合	下表の構造の傾斜路及びその踊場又は車椅子使用者用昇降機を設ける	下表の構造の傾斜路及びその踊場又は車椅子使用者用昇降機を設ける
有効幅員	120cm以上 (段を併設する場合は90cm以上)	150cm以上 (段を併設する場合は120cm以上)
こう配	1/12(傾斜路の高さが16cm以下の場合は1/8)以下	1/15以下
踊 場	高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設ける	同 左
手すり	手すりを設ける	両側に手すりを設ける
設置方法	原則として連続して設け、高さは80cm程度とする	連続して設け、1本の場合は80cm程度2本の場合は65cm程度及び85cm程度とする
形 状	握りやすい形状で、傾斜路並びに階段等の上下端部では、高齢者、障がい者等の昇降に支障のない程度に床面と平行に延長し、両端を壁面又は下方へ巻き込む	同 左
点字表示		手すりの端部、わん曲部等に現在位置、方向、行き先等を点字で表示する
床面の仕上げ	粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる	同 左
傾斜路の識別	傾斜路前後の通路等との色の明度の差が大きいこと等によりその存在を容易に識別できるものとする	踊場及び当該傾斜路に接する通路等の色と明度の差の大きい色とすること等により識別しやすいものとする
交差部又は接続部		傾斜路の交差部又は接続部に踏幅150cm以上の踊場を設ける

移動等円滑化経路の概念図



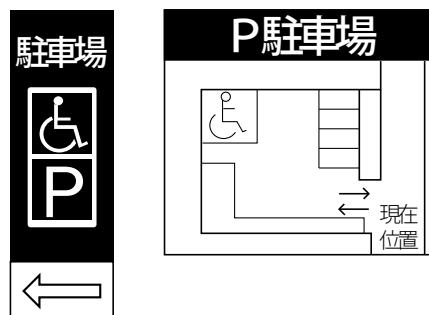
- ◆駐車スペース及び通路に屋根又は庇を設けることが望まれます。

5. 駐車施設の表示

[誘(路外駐車場)]

- ◆道路から路外駐車場に通じる出入口に、車椅子使用者用駐車施設がある旨を、見やすい方法により表示します。

表示の例



*「見やすい方法」とは、駐車場の進入口に、車椅子使用者用駐車施設が設置されていることがわかるように標識を設け、駐車場の入口から車椅子使用者用駐車施設に至るまでの誘導用の標識を設けることです。

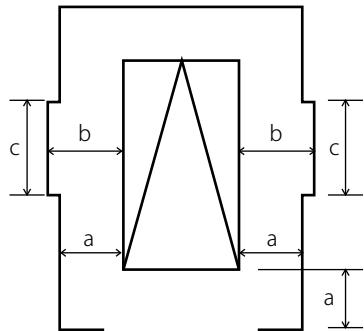
6. 機械式駐車装置

◇機械式駐車装置については、公益社団法人立体駐車場工業会によりバリアフリー対応の認定を受けた機械式駐車装置とします。

注) 機械式駐車施設については、機械式駐車場技術基準・同解説2023年版(公益社団法人 立体駐車場工業会)を参照してください。

* 基準を満たした機械式駐車場には、公益社団法人立体駐車場工業会の認定をうけることができ、車椅子使用者対応認定マークを掲示することができます。

機械式駐車場の構造の例



a : 人の通路

・幅0.9m以上×高さ1.9m以上, 段差及び隙間20mm以下

b : 自動車への乗降部分(幅1.4m以上)

c : 自動車への乗降部分(奥行1.7m以上)

車椅子使用者対応認定マーク



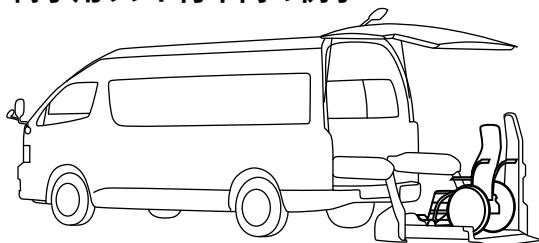
7. 屋根や庇

◇車椅子による乗降車可能な駐車スペース等を屋内に設ける、又は屋外の駐車施設に屋根若しくは庇を設ける場合には、大型の車椅子用リフト付き福祉車両等の車両高さ(230cm以上)に対応した必要な有効高さ(梁下高さ等)を確保します。(改修等で対応が困難な場合を除きます。)

◆駐車スペース及び通路に屋根又は庇を設けることが望まれます。

* 車椅子使用者が車から乗り降りする場合、時間がかかる上に傘をさすことが困難なため、屋根があると雨天時も濡れずに安心して乗り降りできます。

車椅子用リフト付車両の例示



8. 車椅子使用者用駐車施設である旨の表示方法

◆車椅子使用者に分かりやすくするため、また不適正利用を防止するために、標識は目立つものとすることが望まれます。

◆一般スペースと区別がつきやすくし、また不適正利用の抑止を図るために、表面への国際シンボルマークの塗装は、青色の地に白色のマークとする等、目立つものとすることが望まれます。